

1. 建築設備診断技術者登録

(1) 登録の基準

次のいずれかに該当する方は、登録をすることができません。

- ① 令和6年12月20日までに登録の手続きをしなかった者。（但し、やむを得ない事情があったと認められた場合を除く。）
- ② 成年被後見人又は被保佐人。
- ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者。
- ④ 建築物の関係法規に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり2年経過していない者。
- ⑤ 破産者で復権を得ない者。

(2) 登録の有効期間 登録の有効期間は、令和12年3月31日です。

(3) 称号の付与

登録申請書を受理の後、登録の審査を行い、基準に適合している場合は、「建築設備診断技術者」として登録され、「建築設備診断技術者」の称号が付与されます。

(4) 登録証の交付

登録者には、当協会会長ならびに一般財団法人日本建築設備・昇降機センター理事長連名による「建築設備診断技術者登録証」が交付されます。

登録証は、令和6年11月下旬から以下のスケジュールにて順次交付いたします。

- ① 令和6年10月25日（金）までに登録手続きされた方・・・令和6年11月下旬発送予定
- ② 令和6年12月20日（金）までに登録手続きされた方・・・令和7年1月上旬発送予定

(5) 登録台帳

当協会では、登録申請書類に基づき登録台帳を作成し管理します。

(6) 登録者名簿

当協会では、ホームページに「建築設備診断技術者登録者名簿」を登載し、公表しています。

同名簿への掲載については、①氏名、②登録番号、③業務実施都道府県を必須掲載とし、④連絡先名称、⑤連絡先住所、⑥連絡先電話番号については、資格者の希望により掲載します。

(7) 登録の更新

5年毎の有効期間満了前に更新登録の手続きを行うことにより、更新の登録ができます。更新の登録や手続き方法などについては、有効期間の満了を迎える該当者には案内を送付します。

なお、更新登録の案内が確実に届くよう、住所変更があった場合は、必ず当協会事務局宛FAX等でご連絡下さい。（登録事項の「変更届」書式は、当協会のホームページからダウンロードできます。）

2. 登録の抹消

(1) 次のいずれかに該当する者は、登録が抹消されます。

- ① 登録の有効期間が満了した者（更新の登録を受けた場合を除く）
- ② 次のいずれかに該当することとなった者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
 - ・ 建築物の関係法規に違反し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、2年を経過していない者
 - ・ 破産者で復権を得ない者
- ③ 死亡または失そう宣告を受けた事実が判明した者
- ④ 虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明した者

(2) 次のいずれかに該当する場合は、登録が抹消される場合があります。

- ① 登録申請書の記載事項に変更を生じた場合で、正当な理由がなく30日以内にその届出を怠ったとき。
- ② 登録者が、その業務に関し不誠実な行為を行ったとき。

3. 変更等の届出

次のいずれかの場合には、30日以内に当協会に届け出て下さい。

- ① 登録申請書に記載した事項に変更が生じたとき。
- ・ 登録事項の「変更届」を当協会へ送付して下さい。
 - ・ 住所や氏名の変更届出を怠ると、更新の登録及び更新講習の案内等ができませんので、忘れずに届け出て下さい。
 - ・ 登録事項の変更届の書式は、当協会のホームページからダウンロードできます。なお、ダウンロードできない場合は、当協会事務局へご請求下さい。
- ② 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- ③ 建築物の関係法規に違反し、罰金の刑に処せられたとき。
- ④ 破産者で復権を得ないとき。
- ⑤ 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- ・ 後見人又は保佐人が届け出て下さい。
- ⑥ 死亡し、または失そう宣告を受けたとき。
- ・ 死亡又は失そうの届出義務者が届け出て下さい。

4. 登録証の再交付・返納

(1) 登録証の再交付

次の場合には、有料にて登録証を再交付致しますので、再交付の申請書の書式を当協会に請求の上、再交付の手続きをして下さい。

- ① 記載事項のうち氏名に変更が生じた場合。
(変更前の登録証を再交付申請書に添付して下さい)
- ② 汚損した場合。(汚損した登録証を再交付申請書に添付して下さい)
- ③ 紛失した場合。(後日紛失したものを発見した場合は、返納して下さい)

(2) 登録証の返納

登録が抹消された場合は、登録証を返納して下さい。

【お問い合わせ先・BELCA 事務局】

この「建築設備診断技術者」登録に関して不明の事項は、当協会事務局までお問い合わせ下さい。(土日、祝日を除く 9:30 から 17:30)

公益社団法人 ロングライフビル推進協会 (BELCA)

資格推進部 宛 電話: 03-5408-9830

FAX: 03-5408-9840

〒105-0013

東京都港区浜松町二丁目1番13号 芝エクセレントビル4階